

第3回堺市PFI事業検討委員会  
(水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業)  
議事要旨

1 開催日時及び場所

令和7年2月28日（木）14:00～16:00

堺市上下水道局庁舎 災害対策会議室B

2 出席者

(堺市PFI事業検討委員会)

北詰委員長、石田委員、平松委員、宮本委員、山野委員

(事務局)

幸田上下水道局次長（技術監理担当）

中塚上下水道局次長（企業経営担当）兼経営企画室長

太田水道部長

水運用管理課 矢野参事（公民連携担当）

日高職員

経営企画室 北野広域・公民連携・DX推進担当課長

出雲主査（広域・公民連携担当）

中井職員

市長公室 岡本主幹（公民連携担当）

3 配布資料

会議次第

委員名簿（第3回検討委員会）

理事者名簿（第3回検討委員会）

配席図（第3回検討委員会）

説明資料\_01 入札公告資料概要版

説明資料\_02 事前説明における質疑及び回答（第3回）

説明資料\_03 加点項目審査の配点案

説明資料\_04 加点項目審査の流れ

説明資料\_05 提案書概要イメージ

説明資料\_06 技術点：価格点比率について

説明資料\_07 技術点：価格点シミュレーションについて

説明資料\_08 提案書様式5-2見直しについて

説明資料\_09 VFM算定における削減率について

入札公告資料\_入札説明書

入札公告資料\_落札者決定基準

入札公告資料\_作成要領及び様式集

入札公告資料\_基本協定書（案）

入札公告資料\_事業契約書（案）

入札公告資料\_要求水準書

入札公告資料\_要求水準書(別紙 1)

入札公告資料\_要求水準書(別紙 2~10)

#### 4 審議案件

- (1) 入札説明書について【説明】
- (2) 落札者決定基準について【説明、意見・質疑応答】
- (3) 基本協定書（案）について【説明】
- (4) 事業契約書（案）について【説明、意見・質疑応答】
- (5) その他【意見・質疑応答】

#### 5 審議内容

- (1) 入札説明書について【説明】
  - (2) 落札者決定基準について【説明、意見・質疑応答】
    - ・事務局から入札説明書、落札者決定基準について主な内容を示した。
    - ・各委員から、特定事業の選定に対する質問及び意見があった。主な質問及び意見は次のとおり。
- ＜配点について＞
- 審議内容の最終的な決定権は委員会、堺市のどちらにあるか。  
⇒委員会で意見をいただいた上で、最終的な決定権は堺市にある。〔事務局回答〕
  - 配点を 10 点が基本で重要な項目が 15~30 点とした理由を説明いただきたい。  
⇒P19 の運転管理業務、P20 の更新・新設対象設備の保守点検業務など、今回の事業の主体となり、重視すべき項目の配点を大きくしている。その他、監視制御設備はシステムの根幹であること、新旧設備の切替計画は水道施設の工事において断水等の影響なく実施することが重要なため、配点を大きくしている。〔事務局回答〕
  - 重要ということは理解するが、15 点から 30 点とした根拠を整理してほしい。
  - 配点について、事業の基本方針に対して、ブレークダウンした重要なキーワードがあるか否かで整理してはどうか。  
⇒現システムの課題に対して解決したいところの配点を大きくしている。配点の説明ができるように整理する。〔事務局回答〕

＜審査について＞

- 平均による方式、合議による方式は今回の審議事項という理解でよろしいか。  
⇒そのとおりである。〔事務局回答〕
- 合議による方式では、単純な多数決ではなく専門家の意見を披露いただき、委員会で納得ができた評価にするという流れになる。
- 最低でも 3 段階の評価をするに当たり、優劣を決めるためには具体的な提案内容を個別に議論すべきと考える。
- 委員会として客観的な評価を行うため、各委員の専門的意見を踏まえ、合議による方式で進めたい。  
⇒承知した。〔事務局回答〕

#### ＜加点項目審査点と価格点について＞

- 加点項目審査について、加点項目がなければ 0 点となるのか。  
⇒基礎審査で要求水準を満たしていれば評価が D (25%) となり、残り 75%が加点幅となる。[事務局回答]
- 75%が変動すると、加点項目審査の時点で全員に 150 点が付与されることになるため、加点項目審査の変動幅が 450 点となり、価格点が 400 点のため、なり、6 : 4 でなく 5 : 5 に近づいている。
- 評価基準に E を追加して 0 点とすれば、6 : 4 に戻ると考える。加点項目審査点が満点になることはないと思うが、加点項目審査と価格の点数がどの程度になるかの想定によって、最終的な加点項目審査点と価格点の比率になると考える。市が重要したい項目でなく、価格の割合が実質的に高いのであれば、価格を抑えて価格点を取りに行く応募者の視点も考える必要があるのではないか。
- 応募者の視点と市としてのメッセージのバランスで決まるものと考える。配点の点数が価格の何点に相当するかがわかると良いが、複数の応募者の提案の価格のバランスでしか決まらないのが実態で、これらは学術論文とでも最適解はないときれている。  
⇒加点項目の変動幅は 75% (450 点) であるが、価格点についても 0 円入札は考えられず、最小価格が最大価格の 50% としても、価格点の変動幅は 50% (200 点) となり、価格点を重くしていない。[事務局回答]
- 加点項目審査点の A～D については、現案どおりとする。

#### ＜評価基準について＞

- 評価基準の A～D は抽象的で決めにくい。項目を細分化するなど、具体化の工夫をしてほしい。
- 一般的な事例に比べて技術力の提案があることや、複数の良い点があるなど、評価項目に対する具体的なガイドラインを入れる方法もよいと考える。
- 絶対評価か相対評価かで話が違うが、提案者によって表現が異なるため、提案を評価に落とすところが難しい。専門家であれば判断できるが、恣意的な評価と誤解されないためにも、誰もが納得する評価基準と数値化の工夫を提示してほしい。
- 絶対評価であれば、可能な限り定量評価できれば良いが、リスクが大中小であるなど、一定のレベリングを行う努力が必要と考える。
- 審査しやすい表現に改善してほしい。類似した平均的な技術に対して高いパフォーマンスを示す提案や、評価ポイントに対する優れた提案を専門家の意見を聞きながら評価することを考慮してほしい。非常に優れた提案 1 つが優れた提案 2 つに相当するイメージである。  
⇒承知した。[事務局回答]

#### ＜様式集について＞

- P32 の独自提案に対する達成指標を示すとはどういうことか。  
⇒要求水準の内容であれば市で履行確認できるが、応募者の独自技術で提案されたものについては、履行確認するための達成指標も提案いただく意図である（実施方針に

記載されている)。〔事務局回答〕

(3) 基本協定書（案）について【説明】

(4) 事業契約書（案）について【説明、意見・質疑応答】

- ・事務局から基本協定書（案）、事業契約書（案）について主な内容を示した。
- ・各委員から、特定事業の選定に対する質問及び意見があった。主な質問及び意見は次のとおり。
  - 事業契約書（案）第12条の公租公課の負担について、その2は、市がサービス対価に係る消費税等を負担するのは言うまでもないので、本事業に関する公租公課の一切を負担しないという表現で良いのではないか。  
⇒市の他PFI事例で使用している条文であり問題はない。〔事務局回答〕
  - 事業契約書（案）第66条の損害について、付保すべき保険は求めないのである。  
⇒別紙5に維持管理業務の付保すべき保険を定めている。〔事務局回答〕
  - 市の判断で水運用や設備を止める規定はあるのか。  
⇒本事業はBTOであり、今回整備する設備は市の所有である。そのため運転管理の責任も市に責任と権限がある。〔事務局回答〕
  - 委託業務に対しての市の立ち位置がわかる内容が示してある箇所を示してください。  
⇒後日、お示しする。〔事務局回答〕
  - インセンティブについては具体的な記述はないが、協議によって決めるということか。  
どのようなことを想定されているか。  
⇒協議によって決める想定である。想定としては、震災等の非常事態が発生した場合において、事業者判断で実施した貢献等を想定している。〔事務局回答〕
  - (1)～(4)について、今回ご指摘をいただいた内容は、ご確認をいただいた上で、その後の微修正は委員長一任として、当委員会として今回の検討内容を承認してよろしいか。  
⇒異議なし。〔一同〕

(5) その他【意見・質疑応答】

- 次回の委員会の日程は早めに調整いただきたい。

## 6 審査結果

- ・入札公告資料について、今回の意見を踏まえて修正し、各委員に後日確認いただくこととした。

以上